

ささえ、ささえられて  
ホッと、安心～みんなの笑顔

## 知ってほしい 福祉の**話**

このコーナーでは、福祉の制度やよくある質問についてお知らせします。

### 第21回目は【心身障がい者の方を対象とした手当制度】です。

心身障がい者の方を対象とした手当制度には次の5種類があり、障がいによる精神的・物質的な特別の負担を軽減すること、心身障がい者の方の福祉を向上させることを目的としています。

#### ●特別児童扶養手当

◆**対象者** 知的または身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方

◆**障がい程度の目安** 療育手帳A1・A2・B1程度、身体障害者手帳1～3級程度

#### ●障害児福祉手当

◆**対象者** 精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の児童

◆**障がい程度の目安** 療育手帳A1程度、身体障害者手帳1～2級の一部

#### ●土岐市中心身障害児童福祉手当

◆**対象者** 知的または身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方

◆**障がい程度の目安** 療育手帳B2程度、身体障害者

手帳4～6級程度

#### ●特別障害者手当

◆**対象者** 精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別な介護を必要とする、在宅の20歳以上の方

◆**障がい程度の目安** 療育手帳A1程度、身体障害者手帳1～2級程度の障がいの重複

#### ●経過的福祉手当

現在、新規の認定請求を受け付けていません。

経過的福祉手当を除く4つの手当の認定請求をする際は、医師の診断書や戸籍謄本、所得課税証明書などの提出が必要ですが、その人の状況や手当の種類によって提出物が異なります。また、所得制限に該当するため手当を受けられなかったり、認定請求をしても却下となる場合があります。認定請求をお考えの際は、福祉課障害・給付係へご相談ください。

**問い合わせ** 福祉課障害・給付係(内線154・155)

平成22年度

## 土岐市 地域福祉推進市民会議の報告

土岐市地域福祉計画基本理念

人と人、地域と地域のつながりづくり  
～助け合いの心を育もう～

昨年11月22日、平成20年3月に策定された土岐市地域福祉計画の進み具合を確認するために、市民の有志による『土岐市地域福祉計画推進市民会議』（座長・金津保さん）が開催されました。

市民の皆さんの立場から、それぞれ意見交換がされましたので報告します。

### 議題となった主な内容

#### ① 情報提供の充実

市のホームページをもっと魅力あるものにしてほしい、自治会の加入促進を図ってほしいなどの意見がありました。

#### ② 関係機関との連携

地域福祉の要は社会福祉協議会であり、各町の支部社協の活動を一層充実させる必要があるとの意見が多く出されました。

また、さまざまな立場の、より多くの市民によって地域福祉を推進していかなければならないことを確認しました。

#### ③ 災害時における要援護者への支援

自治会、民生委員、消防団、行政が協力して、災害時要援護者支援制度登録者数の増加に努めるとともに、日ごろの見守りが大切であるという意見が交わされました。



事務局（福祉課）は、各委員から出された意見について各担当課と連携を図るとともに、次期地域福祉計画策定の参考にするを伝え、閉会しました。

※今号の「人権のひろば」はお休みしました。